

タダより怖いものはない!?

SF商法※を知っていますか?

※SF商法とは、閉め切った会場で、健康食品や日用品をタダ同然で配り雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。催眠商法やハイハイ商法とも呼ばれます。

「赤飯や卵を無料プレゼント!と  
いったチラシを配る」「景品が当選し  
たので引き取りにくるように」等の勧  
誘方法で人を集めます。  
被害の多い商品としては、高級布団  
や健康器具などがあります。

◆アドバイス

○販売員や近所の人に誘われても会場に行かないようにしましょう。  
○SF商法は不意打ち性の高い勧誘方法となるため、8日間は  
クーリング・オフが可能です。すぐに消費生活センターに相談  
してください。

○SF商法の被害は高齢者に多く、被害に遭ったことに気づいて  
いない場合もあります。家族や周囲の方は、高齢者本人のようす  
や言動に変化や不審な様子がないか見守りをお願いします。



問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

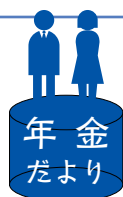
月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974

富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市赤祖父2-1-1高岡総合庁舎5階)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777

消費者ホットライン ☎1888



学生納付特例はどんな制度?



日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられます。所得の少ない学生に対しては、申請によって在学中の国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります(修業年限が1年未満の課程など対象とならない学校があります)。

納付猶予期間のメリット

- 病気やけがで障害が残ったときに年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「期間」に算入されます。  
※年金額には反映しません。

申請の流れ

- ①市役所または年金事務所にある申請書に、学生証の写し(両面)、または在学証明書(原本)を添付してください。
- ②提出先は、住民票を登録している市区町村窓口です。
- ③申請後2～3か月で承認または却下通知書が届きます。承認期間は4月～翌年3月の1年間です。

却下通知書が届いた際は保険料の納付をお願いします。

- ※申請は過去2年1か月分まで遡ることができます。令和3年度の申請は令和3年4月1日から受け付けます。
- ※現在、承認されている方で、令和3年度も在学期間と確認できた方には、ハガキ形式の申請書が送付されます。

保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料を納めること(追納)ができます。追納額は当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされたものです。

★出張年金相談★

- 場所:射水市本庁舎1階 104相談室
  - 日時:3月16日(火) 10:00～15:00
  - 予約:高岡年金事務所  
☎21-4180(音声案内①番→②番)  
事前に予約をお願いします。
- ※基礎年金番号の分かるものや身分証を持参ください。